

**次期リサイクル施設整備・運営事業
入札説明書**

令和 7 年 4 月

佐賀県東部環境施設組合

< 目 次 >

第1節 入札説明書の位置付け	1
第2節 事業の概要	2
1 事業名称	2
2 本事業の対象となる公共施設等の種類	2
3 公共施設等の管理者	2
4 事業目的	2
5 本事業対象施設の概要	3
6 事業方式	3
7 契約の形態	3
8 事業期間	4
9 事業の対象となる業務範囲	4
10 法令等の遵守	5
第3節 入札に関する事項	6
1 入札に関するスケジュール	6
2 入札手続き等	6
3 入札参加資格要件	13
4 入札に関する担当部署	16
第4節 応募者の審査及び落札者の決定	17
1 審査機関	17
2 落札者の決定方法	17
第5節 本事業に関する提示条件	19
1 事業者の収入	19
2 本組合が適用を予定している交付金等について	19
3 保険	19
4 地元雇用や地元企業の活用	19
5 想定されるリスクの分担	20
第6節 落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項	21
1 基本協定の締結	21
2 契約内容の協議	21
3 事業契約の締結	21
4 地位の譲渡等	22
5 入札保証金及び契約保証金	22
第7節 公表資料の一覧	23
1 入札説明書添付資料	23
2 別添資料	23

用語の定義

本入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
本組合	佐賀県東部環境施設組合をいう。
構成市町	鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町の2市3町をいう。
本事業	次期リサイクル施設整備・運営事業をいう。
事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
本施設	本事業において設計・建設され、運営される次期リサイクル施設をいい、管理棟・工場棟、計量棟、ストックヤードのほか、駐車場、構内道路、危険物保管庫、配管、構内サイン、構内照明、外構等の事業実施区域内の設備及びその付帯設備を含めていう。
本工事	本事業のうち、本施設の設計・建設工事及び関連する付帯工事をいう。
運営業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
運転業務	運営業務のうち、要求水準書（第Ⅱ編 運営業務編）「第3章 運転管理業務」をいう。
維持管理業務	運営業務のうち、要求水準書（第Ⅱ編 運営業務編）「第4章 維持管理業務」をいう。
プラント	本施設のうち処理対象物の処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備等を含む。）を総称していう。
建築物等	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
工場棟	本施設のうち、マテリアルリサイクル推進施設及び付随する諸室を有する建築物をいう。
組合管理諸室	工場棟内に設置する本組合職員が執務を行う諸室及び付随する設備をいう。
DBO方式	Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
事業者	本組合と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
建設事業者	本工事を行う者をいう。
運営事業者	本施設の運営業務を行う者をいう。
事業提案書	応募者が提出した本事業の技術提案図書をいう。
応募者	本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成されるグループをいう。
落札者	落札者決定基準に基づいて事業者選定委員会が実施する評価・審査の結果を踏まえ、本組合が決定した者をいう。
共同企業体	複数の異なる企業等が共同で事業を行う組織をいう。
代表企業	応募者のうち、代表して入札手続き等を行う企業をいう。
構成員	応募者のうち、共同企業体を構成する企業をいう。
協力企業	応募者のうち、代表企業又は構成員でない企業をいう。
地元企業	構成市町に本社又は本店を有する企業をいう。
事業者選定委員会	本組合が設置する「佐賀県東部環境施設組合次期リサイクル施設整備及び運営事業者選定委員会」をいう。
入札説明書等	本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）、提出書類の作成要領、様式集などの書類を総称していう。

用語	定義
入札説明書	本事業の入札に参加する者に対して、本組合が事業条件や参加手続き等を説明するための書類をいう。
要求水準書	要求水準書（第Ⅰ編 設計・建設工事編）及び要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）を総称していう。
基本協定	事業契約の締結に向けた双方の協力について定めることを目的として、本組合と落札者が締結する協定をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約の総称をいう。
基本契約	本事業を事業者に一括で発注するために、本組合と落札者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本組合と建設事業者が締結する契約をいう。
運營業務委託契約	本事業における運營業務の実施のために、基本契約に基づき、本組合と運營業務事業者が締結する契約をいう。
交付金	循環型社会形成推進交付金制度により、本事業の実施に要する経費に充てるため国から交付される交付金をいう。

第1節 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、本事業を実施する事業者選定のための総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）に適用するものであり、本事業に係る入札公告に基づく事業者の募集及び選定等については、入札説明書等及びこれらに関する質問回答により実施する。

応募者は、入札説明書等の内容を十分理解した上で、必要な書類等を作成すること。

第2節 事業の概要

1 事業名称

次期リサイクル施設整備・運営事業

2 本事業の対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者

佐賀県東部環境施設組合 管理者 向門 慶人

4 事業目的

本組合は、以下に示す4つの基本方針に基づき、本施設の整備を進めている。

本事業は、民間企業の経営能力及び技術的能力を活用することにより、本施設の効率的かつ効果的な設計・建設及び運営を行い、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会の構築を目的とする。

- 1) 安全で安定性に優れた施設
 - ・耐震化等を図り、災害に対して強靱性を確保した施設
 - ・日常的な施設の稼働や維持管理において安全かつ安定性に優れた施設
- 2) 環境にやさしく、資源循環型社会を推進する施設
 - ・環境保全・公害防止対策に万全を期する施設
 - ・積極的な資源化により、循環型社会推進に貢献できる施設
- 3) 地域に親しまれる施設
 - ・積極的な情報公開のもと、住民に理解され、信頼される施設
 - ・住民が身近に活用でき、周囲の景観と調和のとれた施設
- 4) 経済性や効率性に優れた施設
 - ・建設から維持管理まで含めたトータルでの経済性や効率性に優れた施設

5 本事業対象施設の概要

本事業対象施設の概要を示す。

項目	概要																
事業実施場所	佐賀県鳥栖市立石町地内																
マテリアル リサイクル 推進施設	処理対象物	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみ ・可燃性粗大ごみ ・不燃性粗大ごみ ・剪定枝 ・ビン類（生きビン、茶色ビン、無色ビン、その他色ビン） ・アルミ缶、スチール缶 ・スプレー缶 ・ペットボトル ・容器包装プラスチック ・紙類（段ボール、紙パック、新聞・雑誌・チラシ、その他） ・古布 ・白色トレイ ・廃食用油 ・有害ごみ ・発泡スチロール ・その他（製品プラスチック、小型家電等） 															
	処理方式	破碎・選別、圧縮・梱包、一時保管															
	施設規模	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破碎・選別処理施設</td> <td style="text-align: right;">: 24 t/5h</td> </tr> <tr> <td>ビン類選別施設</td> <td style="text-align: right;">: 4 t/5h</td> </tr> <tr> <td>缶類選別・圧縮施設</td> <td style="text-align: right;">: 1 t/5h</td> </tr> <tr> <td>スプレー缶ガス抜き施設</td> <td style="text-align: right;">: 0.2 t/5h</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル選別・圧縮梱包施設</td> <td style="text-align: right;">: 2 t/5h</td> </tr> <tr> <td>容器包装プラスチック選別・圧縮梱包施設</td> <td style="text-align: right;">: 1 t/5h</td> </tr> <tr> <td>紙類圧縮成型施設</td> <td style="text-align: right;">: 2 t/5h</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">34.2 t/5h</td> </tr> </table>	破碎・選別処理施設	: 24 t/5h	ビン類選別施設	: 4 t/5h	缶類選別・圧縮施設	: 1 t/5h	スプレー缶ガス抜き施設	: 0.2 t/5h	ペットボトル選別・圧縮梱包施設	: 2 t/5h	容器包装プラスチック選別・圧縮梱包施設	: 1 t/5h	紙類圧縮成型施設	: 2 t/5h	合 計
破碎・選別処理施設	: 24 t/5h																
ビン類選別施設	: 4 t/5h																
缶類選別・圧縮施設	: 1 t/5h																
スプレー缶ガス抜き施設	: 0.2 t/5h																
ペットボトル選別・圧縮梱包施設	: 2 t/5h																
容器包装プラスチック選別・圧縮梱包施設	: 1 t/5h																
紙類圧縮成型施設	: 2 t/5h																
合 計	34.2 t/5h																
その他 関連施設等	計量棟、ストックヤード、駐車場、構内道路、危険物保管庫、配管、構内サイン、構内照明、外構 等																

6 事業方式

本事業は、本施設の設計・建設及び運営・維持管理を事業者が一括して行う DBO 方式により実施する。

7 契約の形態

本組合と落札者は、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

本組合は、事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、代表企業と建設工事請負契約及び本事業に係る運營業務委託契約を締結する。

8 事業期間

事業期間は次のとおりである。

(1) 設計・建設工事期間

事業契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(2) 運營業務期間

令和 11 年 4 月 1 日から令和 36 年 3 月 31 日まで

9 事業の対象となる業務範囲

事業者及び本組合が行う主な業務範囲は次のとおり。詳細は要求水準書を参照のこと。

(1) 事業者が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

(ア) 本施設の設計・建設

(イ) 本組合が提示する調査結果以外に必要な事前調査

(ウ) 本組合の交付金等申請支援

(エ) 設計・建設に係る許認可申請（本組合への支援含む）

(オ) 近隣対応（建設事業者の実施する業務に起因するもの）

イ 本施設の運営に関する業務

(ア) 運転管理業務（破碎残渣、剪定枝以外の可燃ごみの運搬含む）

(イ) 維持管理業務

(ウ) 測定管理業務

(エ) 防災管理業務

(オ) 情報管理業務

(カ) 関連業務

ウ その他これらを実施する上で必要な業務

(2) 本組合が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

(ア) 本施設の交付金等申請手続

(イ) 設計・建設に係る許認可申請（本組合による実施が必要なもの）

(ウ) 本施設の設計・建設モニタリング

(エ) 近隣対応（建設事業者の実施する業務に起因するもの以外）

イ 本施設の運営に関する業務

(ア) 本施設への処理対象物の搬入

(イ) 搬出物の搬出及び処分（資源化及び破碎残渣、剪定枝の運搬含む）

(ウ) 近隣対応（運営事業者の実施する業務に起因するもの以外）

(エ) 視察・見学対応

(オ) 運営モニタリング

ウ その他これらを実施する上で必要な業務

10 法令等の遵守

本組合及び事業者は、本事業の実施に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第3節 入札に関する事項

1 入札に関するスケジュール

本事業の入札に関するスケジュールは、次のとおり予定している。

内 容	日 程
①入札公告及び入札説明書等の公表	令和7年4月2日（水）
②第1回入札説明書等に関する質問の受付期限 【入札参加資格に関する質問】	令和7年4月16日（水）
③第1回入札説明書等に関する質問への回答公表 【入札参加資格に関する質問】	令和7年4月28日（月）
④第1回入札説明書等に関する質問の受付期限 【入札参加資格以外に関する質問】	令和7年4月30日（水）
⑤第1回入札説明書等に関する質問への回答公表 【入札参加資格以外に関する質問】	令和7年5月14日（水）
⑥入札参加資格審査書類受付期限	令和7年5月15日（木）
⑦入札参加資格審査結果通知	令和7年5月30日（金）
⑧対面的対話用資料受付期限	令和7年6月10日（火）
⑨対面的対話	令和7年6月27日（金）
⑩第2回入札説明等に関する質問の受付期限	令和7年7月4日（金）
⑪第2回入札説明等に関する質問への回答公表	令和7年7月18日（金）
⑫事業提案書受付期限	令和7年8月29日（金）
⑬事業提案に関する審査・開札・最終候補者の選出	令和7年11月26日（水）
⑭落札者の決定・公表	令和7年11月下旬
⑮基本協定締結	令和7年12月下旬
⑯仮契約締結	令和8年1月下旬
⑰事業契約締結	令和8年2月下旬

2 入札手続き等

(1) 入札公告及び入札説明書等の公表

本組合は、令和7年4月2日（水）に入札公告を行い、入札説明書等を本組合のホームページに公表する。入札説明書等について、所定の質問書以外による質問には一切応じない。

(2) 第1回入札説明書等に関する質問受付及び回答

ア 提出書類

第1回入札説明書等に関する質問書（様式1-1～1-2）

イ 提出期間

(ア) 入札参加資格に関する質問

本入札説明書等公表日から令和7年4月16日（水）17：00までとする。

(イ) 入札参加資格以外に関する質問

本入札説明書等公表日から令和7年4月30日（水）17：00までとする。

ウ 提出方法

入札参加希望者の代表企業が Microsoft Excel 形式で E-mail により提出すること。
なお、本組合が必要と認めた場合は、質問について直接確認を行うことがある。

エ 提出先

「第3節 4 入札に関する担当部署」参照。

オ E-mailのタイトル及び質問書のファイル名

(ア) 入札参加資格に関する質問について (様式1-1)

「提出者名_第1回入札説明書等に関する質問 (入札参加資格)」

(イ) 入札参加資格以外に関する質問について (様式1-2)

「提出者名_第1回入札説明書等に関する質問 (入札参加資格以外)」

※E-mail のタイトル及び質問書のファイル名を統一すること。

※「提出者名」には、入札参加希望者の代表企業名 (株式会社は省略のこと。) を記入のこと。また、「提出者名」の直後は「アンダーバー()」とすること。なお、可能な限りファイル名への機種依存文字の使用を控えること。

カ 到達の確認方法

質問書を提出した者は、電話により質問書の到着確認を行うこと。

キ 回答の公表

(ア) 公表方法

a 入札参加資格に関する質問への回答

令和7年4月28日(月)17:00までに本組合のホームページにて公表する。

b 入札参加資格以外に関する質問への回答

令和7年5月14日(水)17:00までに本組合のホームページにて公表する。

(イ) その他

本事業に直接関係しないと本組合が判断した質問には回答しない。

また、入札参加希望者の特殊な技術、ノウハウ等に係る入札参加希望者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある質問については、公表せず、入札参加希望者に対して個別に回答する場合がある。

(3) 入札参加資格審査に関する提出書類の受付

ア 提出書類

(ア) 入札参加資格審査申請書 (様式2-1)

(イ) 応募者の構成 (様式2-2)

(ウ) 委任状 (代表企業) (様式2-3)

(エ) 入札参加資格要件確認書 (様式2-4~2-6)

(オ) 建設工事共同企業体協定書の写し (必要に応じて) (様式2-7)

(カ) 返信用封筒 (申請者の住所地及び名称を記載し、返信用切手を貼付) 1枚

(キ) 本組合から連絡するときの窓口となる担当者の名刺1枚

イ 提出期間

本入札説明書等公表日から令和7年5月15日（木）17：00まで（必着）とする。

ウ 提出方法

封入物の鑑には「入札参加資格審査書類 在中」と朱書きし、応募者の代表企業が持参又は配達証明付郵便により提出すること。E-mail 又は FAX による提出は認めない。

エ 提出部数

3部（正本1部、副本2部）

オ 提出先

「第3節 4 入札に関する担当部署」参照。

カ 結果通知

入札参加資格審査結果は、令和7年5月30日（金）までに応募者の代表企業に書面で通知する。その際、事業提案書の作成に必要な応募者番号を交付する。

キ 入札参加審査結果理由の説明請求

入札参加審査の結果、入札参加資格が認められなかった応募者は、その理由の説明を本組合に求めることができる。

入札参加審査結果理由の説明を求める場合は、以下のとおり実施する。

(ア) 提出書類

入札参加審査結果理由の説明を求める書面（自由様式）

(イ) 提出期間

入札参加資格審査結果を受領した日から令和7年6月6日（金）まで（必着）とする。

(ウ) 提出方法

応募者の代表企業が持参又は配達証明付郵便により提出すること。E-mail 又は FAX による提出は認めない。

(エ) 提出先

「第3節 4 入札に関する担当部署」参照。

(オ) 回答方法

本組合は、説明を求められた場合、応募者の代表企業へ郵送にて書面により回答する。

ク その他

提出期限に遅れた入札参加資格審査に関する提出書類は受け付けない。

(4) 対面的対話に関する提出書類の受付

ア 提出書類

(ア) 対面的対話の参加申込書（様式3-1）

(イ) 対面的対話用資料

a 全体処理フロー図（様式3-2）

b 全体配置・動線計画（様式3-3）

c 機器配置図（様式3-4）

- d 設計・建設期間の工程（様式3-5）
- e 対面的対話における質問事項（様式3-6）
- イ 提出期間
入札参加資格審査結果の通知日から令和7年6月10日（火）17：00まで（必着）とする。
- ウ 提出方法
入札参加資格が認められた応募者からの提出書類のみ受け付ける。
入札参加資格が認められた応募者は、対面的対話に必ず参加するものとし、応募者の代表企業が持参又は配達証明付郵便により提出すること。E-mail 又は FAX による提出は認めない。
- エ 提出先
「第3節 4 入札に関する担当部署」参照。
- オ 対面的対話の開催通知
応募者の代表企業に対して、令和7年6月13日（金）までに書面により対面的対話の詳細日程及び集合場所等を通知するとともに、対面的対話の実施要領を送付する。

(5) 対面的対話の開催

- ア 対象
入札参加資格が認められた応募者。
- イ 実施日
令和7年6月27日（金）とする。
- ウ 質問事項の取扱い
 - (ア) 事業者選定の公平性及び透明性を確保する観点から、対話の議事録は原則として公表する。ただし、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容については、公表せず、応募者に対して個別に回答する。
 - (イ) 対面的対話終了後、応募者は対面的対話における質問事項（様式3-6）、対面的対話当日の質問事項及び対話結果を第2回入札説明書等に関する質問書（様式1-3）に記入して提出すること。
- エ 対面的対話実施に当たっての注意事項
 - (ア) 対面的対話は、応募者による事業の位置づけや特徴の理解促進及び要求水準未達の防止と創意工夫の発揮を目的としたものである。応募者は、対面的対話の内容を踏まえ、事業提案書を作成できるように心がけること。
 - (イ) 対面的対話は本組合と応募者で実施する。
 - (ウ) 対面的対話への参加者数は、各応募者につき10名以内とする。
 - (エ) 対面的対話の実施方法等は、応募者へ送付する実施要領により通知する。

(6) 第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答

ア 提出書類

第2回入札説明書等に関する質問書（様式1-3）

イ 提出期間

対面的対話実施日から令和7年7月4日（金）17：00までとする。

ウ 提出方法

入札参加資格が認められた応募者からの提出書類のみ受け付ける。

応募者の代表企業がMicrosoft Excel形式でE-mailにより提出すること。なお、本組合が必要と認めた場合は、質問について直接確認を行うことがある。

エ 提出先

「第3節 4 入札に関する担当部署」参照。

オ E-mailのタイトル及び質問書のファイル名

「提出者名_第2回入札説明書等に関する質問」

※E-mailのタイトル及び質問書のファイル名を統一すること。

※「提出者名」には、応募者の代表企業名（株式会社は省略のこと。）を記入のこと。

また、「提出者名」の直後は「アンダーバー（_）」とすること。なお、可能な限りファイル名への機種依存文字の使用を控えること。

カ 到達の確認方法

質問書を提出した者は、電話により質問書の到着確認を行うこと。

キ 回答の公表

（ア）公表方法

令和7年7月18日（金）17：00までに本組合のホームページにて公表する。

（イ）その他

本事業に直接関係しないと本組合が判断した質問には回答しない。

また、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある質問については、公表せず、応募者に対して個別に回答する場合がある。

(7) 事業提案書及び入札書の受付

ア 提出書類

「提出書類の作成要領」に規定する様式による。

イ 提出期間

対面的対話実施日から令和7年8月29日（金）17：00まで（必着）とする。

ウ 提出方法

入札参加資格が認められた応募者からの提出書類のみ受け付ける。

封入物の鑑には「事業提案書及び入札書 在中」と朱書きし、応募者の代表企業が持参又は配達証明付郵便により提出すること。E-mail又はFAXによる提出は認めない。

エ 提出先

「第3節 4 入札に関する担当部署」参照。

オ 応募者ヒアリング

本組合は、事業提案書を提出し、基礎審査に合格した応募者を対象に、応募者の提案内容に関するヒアリングの実施を予定している。

ヒアリングの詳細については、別途、事業提案書及び入札書を提出した応募者の代表企業に対して、書面で通知する。

カ 開札

開札場所、開札日時及び開札への立会い等については、別途、本組合が事業提案書及び入札書を提出した応募者の代表企業に通知する。

(ア) 開札時期

令和7年11月26日(水)

(イ) 開札場所

本組合が指定する場所

キ 入札結果の通知

事業提案書及び入札書を提出した応募者の代表企業に対して、令和7年11月下旬に書面で通知する。入札結果の概要については本組合のホームページにて公表する。

ク その他

提出期限に遅れた事業提案書に関する提出書類は受け付けない。

(8) 入札に関する留意事項

ア 入札説明書等の承諾

応募者は、「入札参加資格審査申請書(様式2-1)」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

イ 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

ウ 提出書類の取扱い

(ア) 事業提案書及び入札書の変更等の禁止

事業提案書及び入札書の変更、差し替え若しくは再提出を認めない。また、理由のいかに関わらず返却しない。ただし、本組合が必要と認めた場合はこの限りではない。

(イ) 著作権

提出書類の著作権は、応募者に帰属することとする。

(ウ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

(エ) 事業提案書の使用等

本組合は、審査結果の公表において必要な場合は、事業提案書概要版を公表する。

ただし、事業提案書の内容の公表が必要となった場合は、応募者と事前に協議した上で、本組合が公表等を行うことができるものとする。

エ 資料の取扱い

本組合が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

オ 使用言語、単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円（日本国通貨）、時刻は日本標準時とする。ただし、「提出書類の作成要領」及び各様式において、特別に指定した場合はこの限りではない。

カ 入札の辞退

応募者は、事業提案書及び入札書の提出期限までは、入札を辞退することができる。

(ア) 提出書類

入札辞退届（様式2-8）

(イ) 提出期間

入札参加資格審査結果の通知日から令和7年8月29日（金）17:00まで（必着）とする。

(ウ) 提出方法

応募者の代表企業が持参又は配達証明付郵便により提出すること。E-mail 又は FAX による提出は認めない。

(エ) 提出先

「第3節 4 入札に関する担当部署」参照。

キ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(ア) 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札

(イ) 入札参加資格審査に関する提出書類に記載された応募者以外の者が行った入札

(ウ) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(エ) 応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札又は入札事項を明示しない入札

(オ) 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札

(カ) 同一事項に対し2通以上の書類提出がなされた入札

(キ) その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

ク 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して本組合が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。この場合において、本組合は、応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

ケ その他

(ア) 応募者が1者であった場合も、落札者決定基準に従い事業提案書等の審査を行う。

(イ) 入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、本組合は応募者の代表企業に通知することとする。

3 入札参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすこと。本組合は、応募者の資格の確認を行うために入札参加資格審査を実施する。

(1) 応募者の構成等

- ア 応募者は、設計・建設工事及び運営業務を実施する予定の複数の企業で構成する企業グループとする。
- イ 応募者は、共同企業体を組織することができる。ただし、本施設の運転業務を行う者は、共同企業体を組織することができない。
- ウ 応募者の企業グループの中から「第3節 3 (2) ア (ア) 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件」を満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- エ 応募者は、代表企業に加えて構成員又は協力企業から構成されるものとする。
- オ 構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。
- カ 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。ただし、本施設の運転業務を行う者については、この限りでない。なお、運営事業者が運営業務を一括再委託することは禁止する。
- キ 構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成員又は協力企業となることは認めない。なお、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。
 - (ア) 資本関係がある場合
 - 以下の a 又は b のいずれかに該当する二者の場合。
 - a 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条4号及び会社法施行規則第3条（平成18年法務省令第12号）の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (イ) 人的関係がある場合
 - 以下の a 又は b のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。
 - a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合
 - その他上記ア 又は(イ) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
 - ク 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の入札参加資格要件

ア 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設工事及び運營業務の各業務を行う者として、以下の(ア)から(ウ)の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

(ア) 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

本施設のプラントの設計・建設を行う者は、代表企業とし、次の要件を全て満たすこと。

- a 構成市町のいずれかの入札参加資格者名簿（令和7年度・令和8年度）に登録されている者であること。
- b 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事の許可を受けていること。
- c 国又は地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）から元請けとして次の要件を全て満たす一般廃棄物処理施設の建設工事をDBO方式により受注した実績を有すること。
 - (a) 平成27年4月1日以降に契約した施設
 - (b) 施設規模が10t/日以上施設
 - (c) 破砕・選別設備を有するマテリアルリサイクル推進施設
- d 建設工事期間において、建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格証（清掃施設工事業）の交付を受けている者を本工事に専任で配置できること。

(イ) 本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物等の設計・建設を行う者は、代表企業、構成員又は協力企業の複数で実施するものとし、少なくとも1者が次の要件を全て満たすこと。また、構成員又は協力企業のうち、少なくとも1者は、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年規則第21号）第2条第3項の規定により、令和7年・8年度における建設業者施行能力等級表（建築一式工事）のAの決定を受けている地元企業であること。

- a 構成市町のいずれかの入札参加資格者名簿（令和7年度・令和8年度）に登録されている者であること。
- b 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- c 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建築一式工事の許可を受けていること。
- d 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の建築物の設計・施工を元請、又はプラントメーカーの一次下請けとして実施した実績を有すること。
- e 建設工事期間において、建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格証（建築工事業）の交付を受けている者を本工事に専任で配置できること。

(ウ) 本施設の運營業務を行う者の要件

本施設の運營業務を行う者は、代表企業、構成員又は協力企業とする。運營業務のうち、運転業務、また、維持管理業務を行う者は次の要件を満たすこと。

a 本施設の運転業務を行う者の要件

本施設の運転業務を行う者は、代表企業又は協力企業とすること。なお、複数の協力企業で実施する場合は、次の各要件を満たす者を含めること。

- (a) 国又は地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）から、一般廃棄物処理施設のうち破碎・選別設備を有するマテリアルリサイクル推進施設の運転管理業務の受託実績を有すること。
- (b) 国又は地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）から、一般廃棄物の運搬業務の受託実績を有すること。

b 本施設の維持管理業務を行う者の要件

本施設の維持管理業務を行う者は、代表企業、構成員又は協力企業とすること。なお、複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも1社が次の要件を満たすこと。

- (a) 国又は地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）から、一般廃棄物処理施設のうち破碎・選別設備を有するマテリアルリサイクル推進施設の維持管理業務の受託実績を有すること。

イ 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、代表企業、構成員又は協力企業となることはできない。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (イ) 構成市町より入札参加指名停止等の措置を入札参加資格審査書類受付期限までの間に受けている者
- (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 国税又は地方税を滞納している者
- (オ) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- (キ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (ク) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者
- (ケ) 自己又は自社の役員が構成市町の暴力団排除条例に規定による暴力団又は暴力団員に該当する者（暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）
- (コ) 本組合が本事業の検討に関して業務を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者

- ・次期リサイクル施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務の受託者

八千代エンジニアリング株式会社

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

ウ 参加資格の確認

- (ア) 参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類受付期限とする。各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3ヶ月以内とする。
- (イ) 参加資格確認基準日から落札者決定日までの間に応募者の代表企業、構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本組合は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外することがある。
- (ウ) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の代表企業、構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本組合は落札者決定を取り消すことがある。この場合において、本組合は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(3) その他留意事項

「第3節 2 (7) 事業提案書及び入札書の受付」に示す事業提案書の提出においては、以下を遵守すること。

- ア 代表企業と本施設の運転業務を行う者は、秘密保持契約を締結すること。
- イ 本施設の運転業務を行う者は、事業提案書の作成等に当たり、コンソーシアムごとに内部の担当人員を分け、他コンソーシアムの担当の情報にアクセスできないような対応を行うなど、厳密な情報隔離を行うこと。
- ウ 本施設の運転業務を行う者に起因する情報漏洩が発覚した場合、本組合は情報漏洩を行った本施設の運転業務を行う者に対し、厳正な処置を行う。

4 入札に関する担当部署

担 当 部 署：佐賀県東部環境施設組合 事業2係

住 所：〒849-0102 佐賀県三養基郡みやき町大字箕原 4432

電 話：0942-81-8845

電子メール：info@s-toubukankyo.jp

第4節 応募者の審査及び落札者の決定

1 審査機関

本組合は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、学識経験者等で構成する事業者選定委員会を設置する。

本入札説明書の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、事業者選定委員会の委員に対し、本入札に関して自己を有利又は他の応募者を不利にする働きかけを行った者は失格とする。

事業者選定委員会

委員名	所属／役職
大渡 啓介	国立大学法人佐賀大学 理工学部理工学科／教授
松本 亨	公立大学法人北九州市立大学 国際環境工学研究科／教授
八鍬 浩	公益社団法人全国都市清掃会議／技術部長
相良 敏正	一般財団法人日本環境衛生センター西日本支局環境事業部／副参事
松尾 潤	弁護士法人 I T S 法律事務所／弁護士
川崎 浩嗣	鳥栖市／副市長

2 落札者の決定方法

(1) 入札参加資格審査

入札参加資格審査に当たっては、入札参加資格審査に関する提出書類について審査を行い、入札参加資格要件の具備を確認する。

(2) 事業提案審査

ア 基礎審査

基礎審査は、入札参加資格審査の結果、入札参加資格が認められた応募者から提出された提案内容が本組合の要求する水準を満足するものであることについて確認を行うものである。

提案内容が「落札者決定基準」に示す基礎審査項目を全て満足するものであることについて確認された応募者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

イ 非価格要素審査

基礎審査において本組合の要求する要件を満たした応募者を対象として、「落札者決定基準」に基づき非価格要素について審査し、非価格要素点を決定する。

ウ 価格審査

予定価格を超過しない応募者の入札価格について、「落札者決定基準」に定める算定式により価格点を算出する。予定価格を超過した入札を行った応募者は失格とする。

本事業の予定価格は次のとおりである。

予定価格 : 16,542,900,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

入札書比較価格 : 15,039,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない。)

エ 総合評価及び落札者の決定

事業者選定委員会は、非価格要素点と価格点から落札者決定基準に定める総合評価落札方式により落札候補者を選定する。その結果に基づき本組合が落札者を決定し、応募者の代表企業に書面で入札結果の通知を行うとともに、本組合のホームページにおいて公表する。電話等による問い合わせには応じない。

第5節 本事業に関する提示条件

1 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。詳細については、「入札説明書添付資料 4 対価の構成及び支払方法」及び「入札説明書添付資料 5 モニタリング及び対価の減額」に定める。

(1) 本施設の設計・建設工事に係る対価

本組合は、本施設の設計・建設工事の対価として、設計・建設工事費を建設事業者に支払う。

(2) 本施設の運營業務に係る対価

本組合は、本施設の運營業務の対価として、運營業務委託費を運営事業者に支払う。

(3) 支払の減額等

本組合は、事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求性能を満たしていないことが判明した場合は、契約金額の減額等を行うことがある。

2 本組合が適用を予定している交付金等について

本組合は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は本組合において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について本組合を支援するものとする。

3 保険

事業者は、本施設の施工に際して、組立保険、建設工事保険、労働災害補償保険、第三者損害賠償保険等に加入すること。また、運營業務の実施に際して、労働災害補償保険、第三者損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に本組合の確認を得ること。

なお、本組合は、本施設の所有者として、一般財団法人全国自治協会建物災害共済の建物総合損害共済保険等に加入する予定である。

4 地元雇用や地元企業の活用

事業者は、本事業の実施に当たり、構成市町の人材の雇用に配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

また、下請人等を選定する際は、地元企業を優先し、選定するよう努めること。ただし、工事の性質等により地元企業に発注することが適当でない場合は、構成市町に営業所を有する企業を優先し、選定するよう努めること。なお、資機材等の調達、納品等においても同様とし、積極的に地元企業の活用に努めるものとする。

5 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すため、本組合と事業者が適正にリスクを分担することとする。原則として事業者がリスクを負うものとするが、本組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本組合がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

本組合と事業者のリスク分担の基本的な考え方を「入札説明書添付資料6 リスク分担表」に示す。なお、リスク分担の詳細は、各事業契約書（案）において定める。

第6節 落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項

事業契約に関する契約スキームの概要については、「入札説明書添付資料3 契約スキーム（例）及び役割分担概念図」の「1 契約スキーム（例）」に示すとおりである。

1 基本協定の締結

落札者決定後、本組合と落札者は、速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

2 契約内容の協議

本組合と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。なお、契約内容の協議は、契約書案の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

3 事業契約の締結

(1) 基本契約

対象者：建設事業者及び運営事業者

締結時期：令和8年1月下旬（予定）に仮契約を締結する。本仮契約は、設計・建設工事請負契約締結の本組合議会の議決を効力発生条件とするものとし、令和8年2月下旬（予定）に正式契約となる。

(2) 設計・建設工事請負契約

対象者：建設事業者

締結時期：令和8年1月下旬（予定）に仮契約を締結する。本仮契約は、本組合議会の議決（令和8年2月下旬予定）を経て正式契約となる。

(3) 運營業務委託契約

対象者：運営事業者

締結時期：令和8年1月下旬（予定）に仮契約を締結する。本仮契約は、設計・建設工事請負契約締結の本組合議会の議決を効力発生条件とするものとし、令和8年2月下旬（予定）に正式契約となる。

4 地位の譲渡等

本組合の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供又はその他の方法により処分してはならない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金等

ア 設計・施工期間における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又はこれに代わる担保を仮契約締結日までに納付又は提供すること。ただし、本組合契約事務規則第2条において準用する鳥栖市契約事務規則第27条の各号に該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

イ 運営期間における保証

運営事業者は、運営業務委託契約に定める各年度の委託料の100分の10以上の額の契約保証金又はこれに代わる担保を当該事業年度の開始日までに納付又は提供すること。ただし、本組合契約事務規則第2条において準用する鳥栖市契約事務規則第27条の各号に該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

第7節 公表資料の一覧

本入札説明書と同時に公表する資料は、次のとおりである。

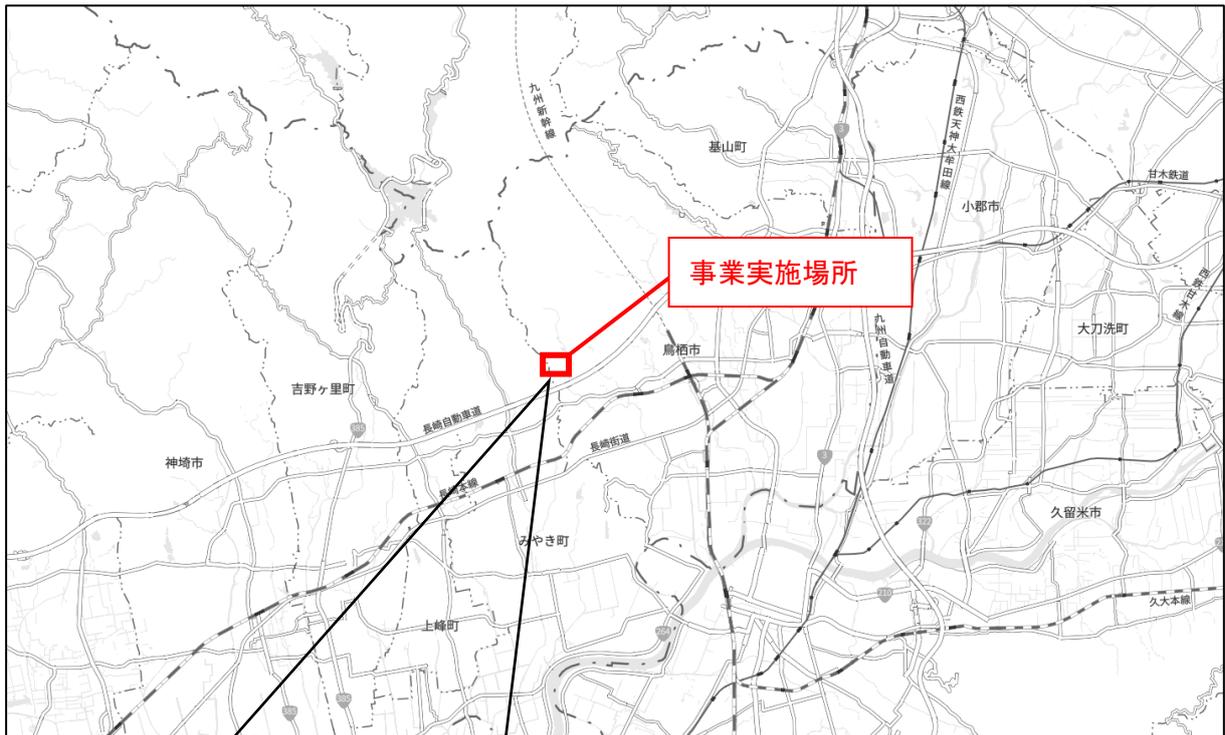
1 入札説明書添付資料

- 入札説明書添付資料 1 事業実施場所
- 入札説明書添付資料 2 事業実施区域等
- 入札説明書添付資料 3 契約スキーム（例）及び役割分担概念図
- 入札説明書添付資料 4 対価の構成及び支払方法
- 入札説明書添付資料 5 モニタリング及び対価の減額
- 入札説明書添付資料 6 リスク分担表

2 別添資料

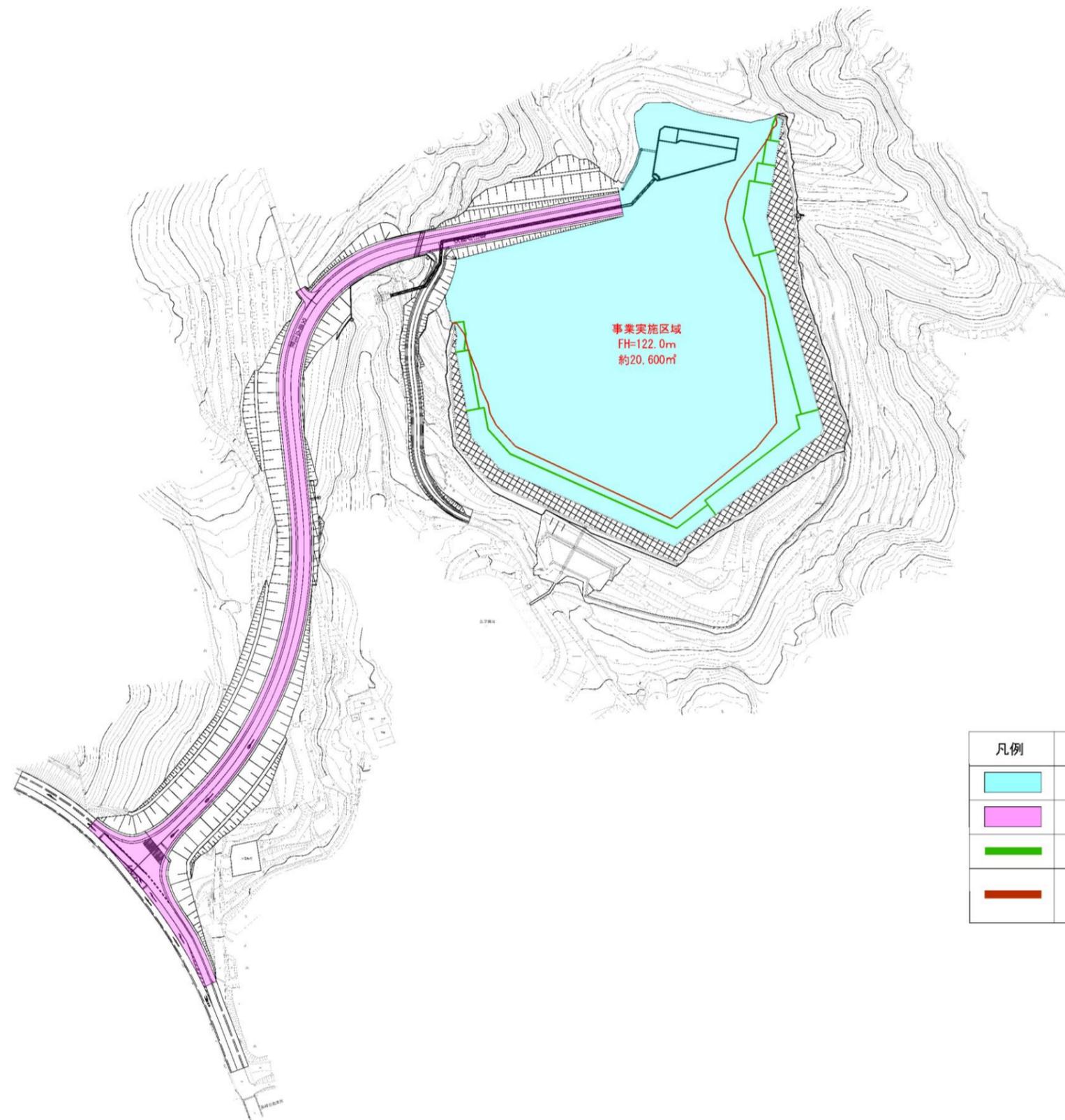
- 別添資料 落札者決定基準
- 別添資料 基本協定書（案）
- 別添資料 基本契約書（案）
- 別添資料 設計・建設工事請負契約書（案）
- 別添資料 運營業務委託契約書（案）
- 別添資料 混載可燃ごみ運搬業務委託契約書（案）
- 別添資料 様式集
- 別添資料 提出書類の作成要領

入札説明書添付資料1 事業実施場所



出典：国土地理院 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) を加工

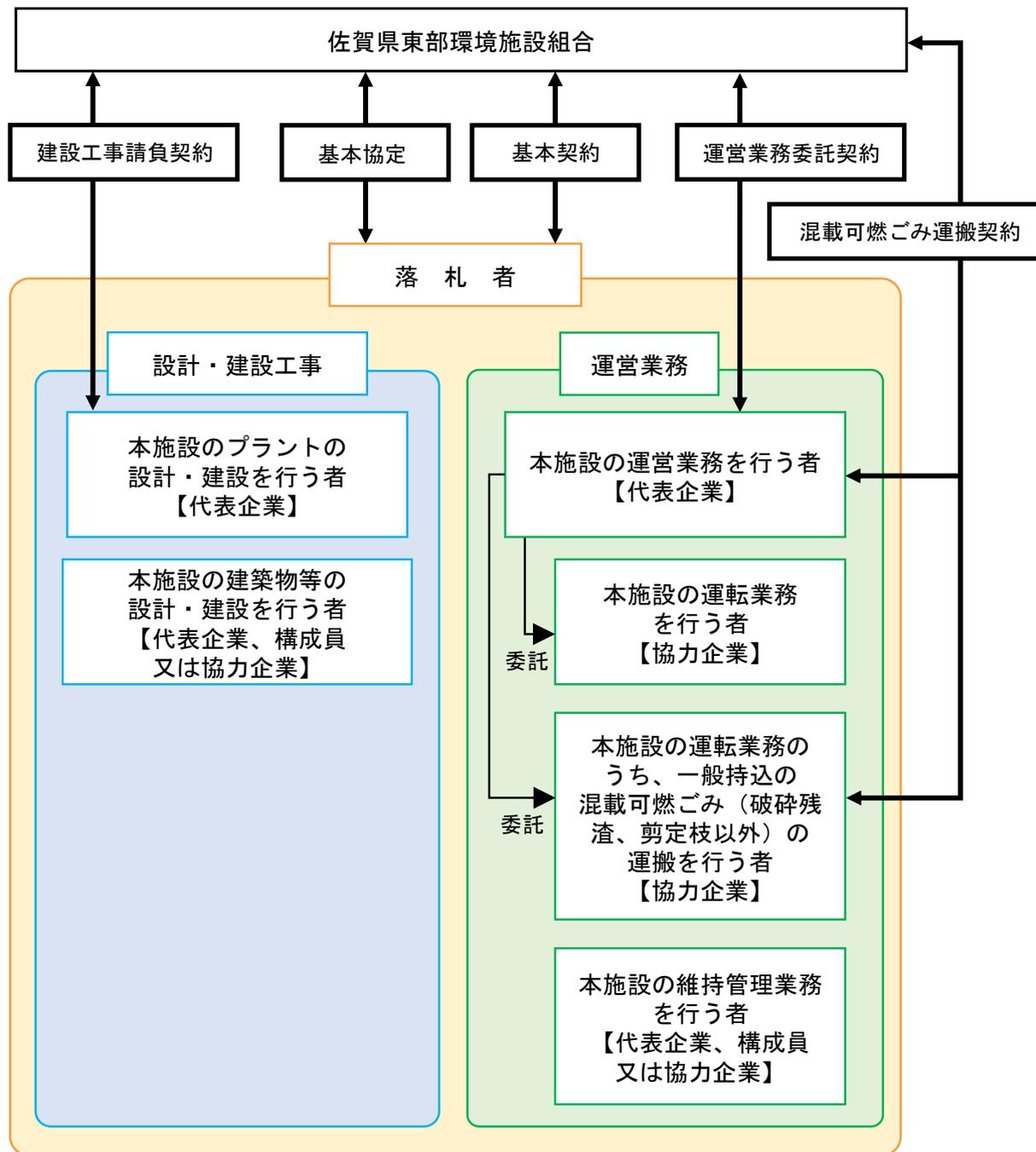
事業実施区域等



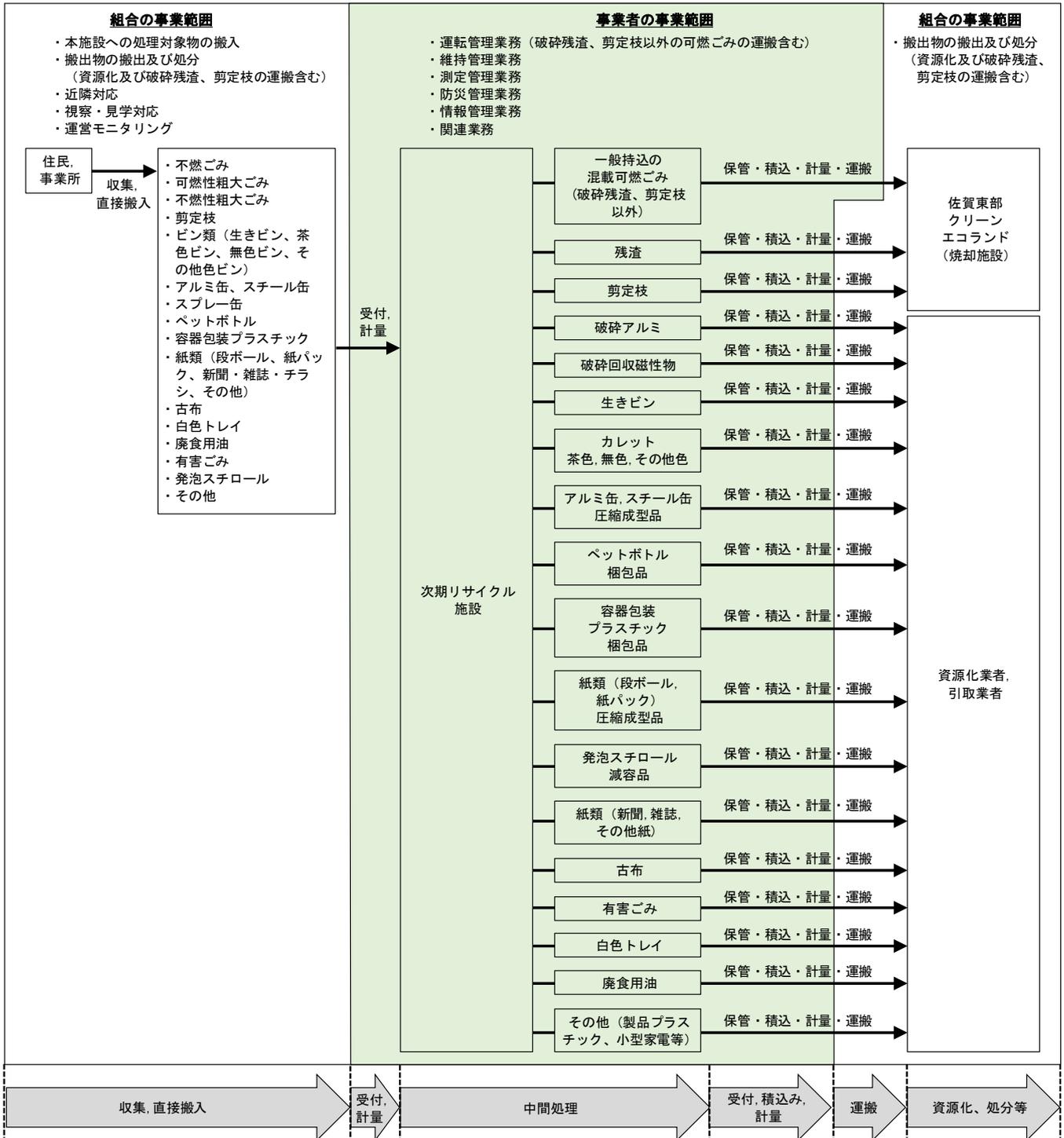
凡例	種 別
	事業実施区域
	搬入道路舗装範囲
	盛土補強材範囲
	がけ条例規制ライン (盛土下端より1.5×H)

入札説明書添付資料 3 契約スキーム（例）及び役割分担概念図

1 契約スキーム（例）



2 役割分担概念図



入札説明書添付資料 4 対価の構成及び支払方法

1 対価の構成

本事業において、本組合が事業者を支払う対価の構成を表 1 に示す。

表 1 対価の構成

業務区分	対価の構成	対象業務
設計・建設工事	設計・建設工事費	①要求水準書（第Ⅰ編 設計・建設工事編）に示す工事 ②上記に関連する業務（事業者からの提案含む）
運營業務	運營業務委託費	①要求水準書（第Ⅱ編 運營業務編）に示す業務 ②上記に関連する業務（事業者からの提案含む）

2 対価の算定方法

本組合が事業者を支払う対価の算定方法を表 2 に示す。

表 2 対価の算定方法

対価区分	対象費用	算定方法※1
設計・建設工事費	・設計・建設工事を行う上で必要な全ての費用	設計・建設工事費（円） ＝設計・建設工事を行う上で必要な全ての費用
運營業務委託費	・運転経費（光熱水費の基本料金等） ・維持管理費（修繕工事費、測定管理費等） ・人件費 ・その他経費（保険料、消耗品費、印刷費、事務費、混載可燃ごみ運搬業務費※5等）	各支払期の運営固定費（円） ＝各年度提案固定費（左記対象費用の合計額）（円）※2 ÷各年度の支払回数（12回/年）
	・光熱水費（基本料金除く） ・燃料費 ・薬剤費 ・その他費用（合理的な理由があるものに限る）	各支払期の運営変動費（円） ＝各支払期の処理対象物搬入量（t）※3 ×運営変動費提案単価（円/t）※4

※1 各支払期の委託費は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2 運營業務期間全体を通して1年間当たりの費用を可能な限り平準化すること。

※3 ごみ計量機で計量した量（毎月の確定値）とし、単位はt、小数点以下第2位を四捨五入する（10kg単位まで有効）。

※4 年間変動費を計画ごみ処理量で除すことにより提案すること。

※5 混載可燃ごみ運搬業務とは、一般持込みより不燃ごみ等と併せて本施設に持ち込まれた可燃ごみを本組合の焼却施設（佐賀東部クリーンエコランド）まで運搬する業務をいう。

3 対価の支払い方法

(1) 設計・建設工事に係る対価

建設事業者は、建設工事請負契約書において定める内容により、各会計年度の支払限度額の範囲において、前払金、中間前払金及び部分払を請求できる。なお、各会計年度の支払限度額は、事業提案書を基に設定するものとし、建設工事請負契約書作成時に通知する。

(2) 運営業務に係る対価

ア 支払回数

運営業務に係る対価は、令和 11 年 4 月 1 日から令和 36 年 3 月 31 日までの 25 年間にわたり、運営事業者に対して月に 1 回支払うものとする。

運営業務に係る対価の支払回数を表 3 に示す。

表 3 運営業務に係る対価の支払回数

対価区分		支払い回数	支払い先
運営業務委託費	運営固定費	300 回 (12 回/年×25 年)	運営事業者
	運営変動費	300 回 (12 回/年×25 年)	運営事業者

イ 請求書の提出及び支払

運営事業者は、月間業務完了報告書を翌月 10 日までに本組合へ提出し、本組合の承諾を受けること。なお、本組合は、同報告書の提出を受けた日から 14 日以内に文書等により結果を通知する。

運営事業者は、本組合から通知を受けた後、速やかに請求書を本組合へ提出すること。本組合は、請求書を受理した日から 30 日以内に運営業務に係る対価を支払うものとする。

4 対価の改定

(1) 設計・建設工事に係る対価

建設工事請負契約書による。

(2) 運營業務に係る対価

- ア 運營業務に係る対価は、物価変動による影響を考慮し、年に1回改定の確認を行う。
なお、初回の改定の確認は、運營業務開始の前年度（令和10年度）に実施する。
- イ 運營業務に係る対価の改定を行う場合、毎年9月末までに翌年度の運營業務に係る対価を確定する。
- ウ 運營業務に係る対価の改定に当たっては、運営固定費、運営変動費の構成内容ごとに表 4の改定に用いる指標に基づいて、当該指標の改定率を確認する。なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案する指標について合理性及び妥当性があると本組合が認める場合は、協議を行い見直しすることができる。
- エ 改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、改定率が±1.5%を超える構成内容については対価の改定を行う。ただし、第1回目の対価の改定が行われるまでは、改定時の指標と事業契約締結年度（令和7年度）の指標を比較する。なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- オ 改定率を算定するための指数は、表 4に示す指標ごとに当該年度の9月1日時点で公表されている直近一年間の平均値（小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を用いて求める。なお、事業契約締結年度（令和7年度）における指数は、運營業務開始の前年度（令和10年度）に確認するものとする。
- カ 改定の対象となる費用については、次に示す算定式により見直しを行う。

【算定式】

$$Y = \alpha \times X$$

Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用（税抜）※1

α ：改定率

$$\alpha = \text{改定時の指数} / \text{前回改定時の指数} \times 2 \times 3$$

※1 第1回目の改定が行われるまでは、事業契約締結時の費用とする。

※2 第1回目の改定が行われるまでは、事業契約締結年度における指数とする。

※3 指数の基準年が変更されるなどして指数の比較が困難になった場合、必要に応じて本組合と運営事業者で協議のうえリンク係数を設定し、調整を行うものとする。なお、リンク係数に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- キ 運営事業者は、運營業務に係る対価の改定の有無に関わらず、本組合へ書面により改定の確認結果を報告すること。
- ク 運營業務に係る対価の改定に用いる指標は原則として変更しないが、市場の変動等により改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、本組合と運営事業者で協議を行うものとする。

- ケ 実績ごみ質と計画ごみ質の間に差異が生じ、事業者の提案した単価が実態に整合しないと本組合が認めた場合には、協議を行うものとする。
- コ 運營業務期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、改正内容にあわせて本組合から運營業務者への支払いに係る消費税及び地方消費税を改定する。

表 4 物価変動に基づく改定に用いる指標

対価区分		構成内容 (改定の対象)		使用する指標	
運營業務委託費	運営 固定費	運転経費		「消費税を除く国内企業物価指数／電力・都市ガス・水道」(日本銀行調査統計局)	
		維持管理費		「消費税を除く国内企業物価指数／はん用機器」(日本銀行調査統計局)	
		人件費		「毎月勤労統計調査地方調査／賃金指数(規模 30 人以上)／調査産業計／現金給与総額／名目(指数)」(佐賀県)	
		その他経費		「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」(日本銀行調査統計局)	
	運営 変動費	運営 変動費 単価	光熱水費単価		実勢価格を参考として、本組合と運營業務者が協議し、本組合が変更等を決定する。
			燃料費単価		「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／該当する燃料種類」(日本銀行調査統計局)
			薬剤費単価		「消費税を除く国内企業物価指数／化学製品／無機化学工業製品」(日本銀行調査統計局)
			その他費用		「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」(日本銀行調査統計局)

入札説明書添付資料5 モニタリング及び対価の減額

1 設計・建設工事に係る対価の減額措置

(1) 設計・建設工事に係る地域貢献金額

設計・建設工事に係る地域貢献金額は、設計・建設工事における地元企業への発注金額である。設計・建設工事に係る地域貢献金額は、二次下請までとし、発注金額の重複は認めないものとする。地元企業から地元企業以外へ発注する場合の発注金額は、設計・建設工事に係る地域貢献金額に含まないものとする。

(2) 建設事業者における地域貢献金額達成状況報告

建設事業者は、事業提案書で提案した提案地域貢献金額と実績地域貢献金額を比較し、提案地域貢献金額の達成状況等を取りまとめた設計・建設工事地域貢献金額達成状況報告書を設計・建設工事期間中の毎年度末に本組合へ提出する。

(3) 設計・建設工事費の減額措置

本組合は設計・建設工事地域貢献金額達成状況報告書の内容を確認した結果、設計・建設工事期間を通じた総額において、実績地域貢献金額が提案地域貢献金額を下回った場合、設計・建設工事請負契約の契約金額のうちの未達成分として、建設事業者と協議の上、設計・建設工事費から減額することができる。

ただし、提案地域貢献金額の未達が建設事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを建設事業者が明らかにし、本組合がこれを認めた場合には、減額措置を適用しない。

実績地域貢献金額が提案地域貢献金額を下回っていたかどうかの判断は、設計・建設工事の最終年度末に実施する。

2 モニタリング

(1) モニタリングの基本的な考え方

モニタリングは、運營業務委託費の減額を目的とするものではなく、本組合と運營業業者との対話を通じて、入札公告時に本組合が提示した要求水準書及び事業提案書に基づいて適正かつ確実な運營業務の履行水準の確保がなされているかどうかを確認することを目的に実施する。

(2) モニタリング方針

モニタリングは、運營業業者が行うセルフモニタリングに基づく運營業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で本組合が随時のモニタリングを行うこととする。

(3) モニタリングの実施

ア モニタリング手法の確定の手続

本組合と運營業業者は、モニタリング手法を以下の手続に基づき合意して確定し、当該モニタリング手法を運用するものとする。

(ア) モニタリング手法は、設計・建設工事期間中に協議を開始し、運營業務開始前に確定する。

(イ) 運營業業者の事業提案書に基づき、運營業務の仕様・水準を確定する。

(ウ) 運營業業者の提供する運營業務が、要求水準書等未達となる基準については事業契約締結後に詳細化する。

(エ) 運營業業者は品質管理（PDCAサイクル）を行うものとし、品質管理方針・品質管理プログラム等の策定、業務の手順化の一環として「運営マニュアル」を作成し、業務執行体制の構築を行うとともに、自己監査（セルフモニタリング）を業務監査（日常、随時及び定期モニタリング等）に位置づけるものとする。

(オ) 運營業業者は、自らが行う品質管理を前提として、2 (3) イ (イ) に示す本組合のモニタリング方針を踏まえた上で、協議組織・体制、モニタリングに関する各種報告様式等を提案し、本組合と協議の上、具体的なモニタリング手法を確定し、これを運用するものとする。

イ モニタリングの方法

(ア) 運営事業者によるモニタリング

運営事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ運営業務の履行体制及び品質管理システムの履行状況等を確認すること。

また、運営事業者は、運営業務の履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、事業契約書に定める運営業務についての各種報告書及び財務報告書類をそれぞれ期日までに作成して本組合に提出すること。

(イ) 本組合によるモニタリング

本組合は、自己の責任及び費用で、運営事業者が実施する運営業務について以下のモニタリングを行い、業務の履行状況を確認する。

a 定期モニタリング

運営事業者が毎月 10 日までに提出する月間業務完了報告書の内容が要求水準書等を満たしているか確認し、受領後 14 日以内に当該月間業務完了報告書の対象となる月の業務状況につき運営事業者に通知する。運営事業者は、本組合の要請に応じて、本組合が行うモニタリングへ合理的な協力を行う。なお、月間業務完了報告書の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、運営事業者の提案に基づくものとし、契約後に本組合と運営事業者が協議の上、決定する。

b 財務状況モニタリング

(a) 運営事業者は、運営業務を実施する各企業（代表企業及び構成員）の会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告書に加え、キャッシュフロー計算書を毎事業年度終了後3ヶ月以内に本組合に提出すること。

また、上記資料と合わせて本事業を単位とした損益計算書及びキャッシュフロー計算書を提出すること。本組合は、当該計算書類等を受領後、財務状況の健全性について確認を行う。

(b) 運営業務に係る実際の人件費が事業提案書で提案した人件費と乖離がないかどうかを本組合が確認するため、運営事業者は、本組合が要求する場合に人件費の支払い状況を開示することとする。なお、この確認は、雇用者の給与水準が運営業務の確実な履行に繋がるとの観点から実施するものであり、個人の特定を目的とするものではないため、人件費の支払い状況は個人名を伏せた上で開示することとする。

c 随時モニタリング

本組合が必要と認める場合、月間業務完了報告書による確認とは別に随時モニタリングを実施する。随時モニタリングにおいては、運営事業者は当該説明及び立会い等について最大限の協力をするものとする。

3 運營業務に係る対価の減額措置

(1) 運營業務に係る対価の減額に関する基本的考え方

運營業務に係る対価の減額は以下の方針に基づいて行うものとする。

- ア 運営事業者の行う業務において要求水準書及び事業提案書等の未達成又は事業契約の不履行があった場合に減額する。
- イ 減額は、適切な業務改善を運営事業者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとし、減額により運營業務そのものが損なわれること等がないように実施する。
- ウ 減額金額は運營業務委託契約に基づき運営事業者が本組合に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。
- エ 運營業務における減額措置は、運転停止型減額措置と運転継続型減額措置に分けて行うものとする。
- オ 軽微な不履行については直ちに減額するのではなく、運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することで、減額されない仕組みを基本とする。

(2) 減額システムの運用について

減額措置は適正な業務改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして位置づけるものであり、運営経費の減額が目的ではない。

本事業における運転停止型減額措置の場合は、基本的に運營業務委託費の減額対象とするが、運転継続型減額措置の場合は、軽微な不履行については直ちに減額するのではなく、運営事業者が自ら改善措置をとり、一定の改善期間の中で速やかに解決することが望ましい。そのため、本組合と運営事業者の間でこうした問題を効率よく解決できる機能を有する協議組織・体制等の構築を図るものとする。

(3) 運転停止型減額措置

ア 減額等の措置を講じる状態

異常事態の発生、計画外での本施設におけるごみ処理の停止又はその他運営事業者の運營業務委託契約に基づく債務の不履行等により、ごみ処理を停止した場合とする。ただし、運営事業者と協議の上、本組合が減額措置を講じる必要がないと判断した場合はこの限りでない。

イ 減額措置の手順

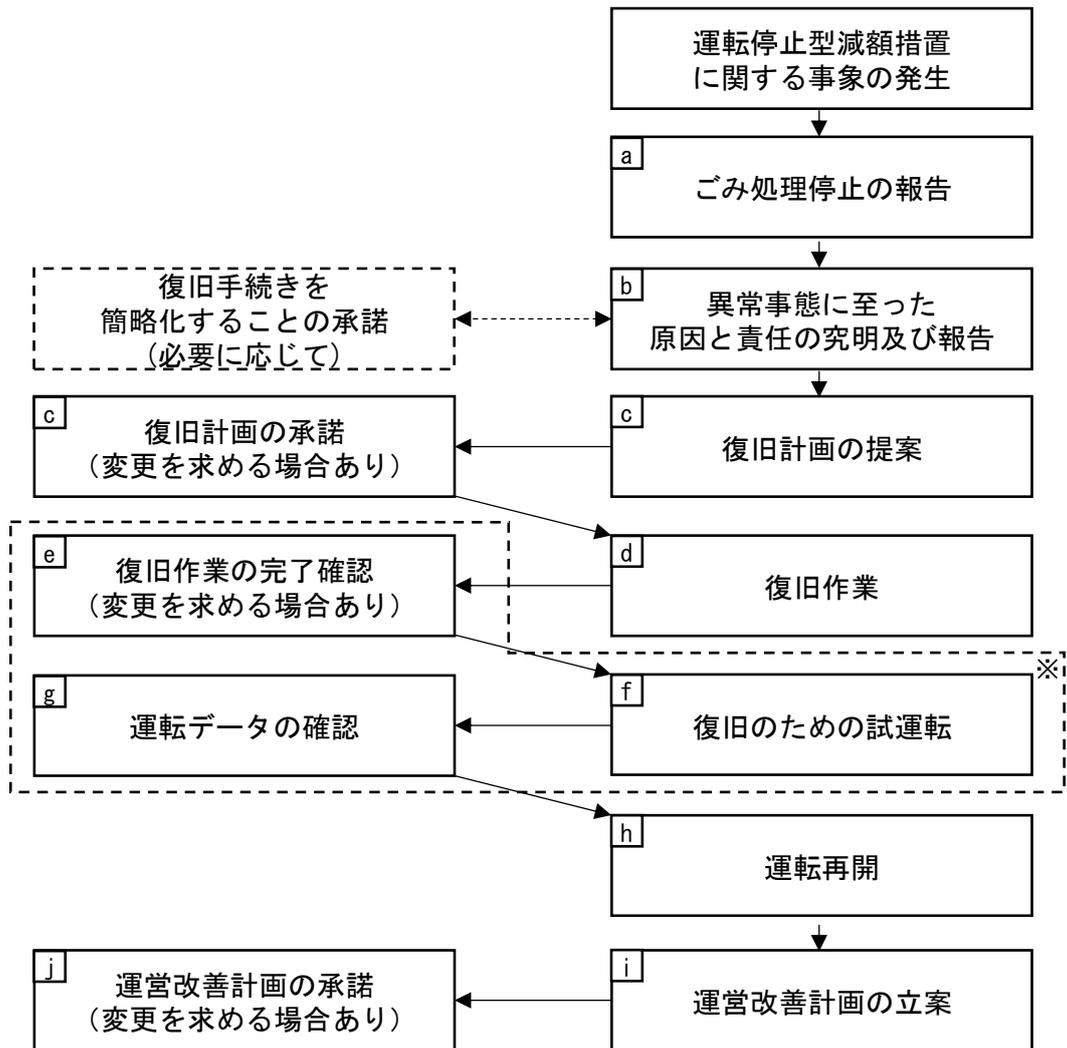
(ア) 復旧手続き

本組合と運営事業者は、次に掲げる事項を次に掲げる順序で行い、施設の停止の復旧に努めるものとする（図 1 参照）。なお、施設の停止理由が測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、運営事業者がその原因及び責任の究明について本組合へ報告し、本組合から復旧手続きを簡略化することの承諾を得ることで、次に掲げる e から g の事項を省略することができる。

- a 運営事業者によるごみ処理停止の報告
- b 運営事業者による当該施設が異常事態に至った原因と責任の究明及び本組合への報告
- c 運営事業者による当該施設の復旧計画の提案及び本組合の承諾
- d 運営事業者による当該施設の復旧作業への着手
- e 本組合による当該施設の復旧作業の完了確認
- f 運営事業者による復旧のための試運転の開始
- g 本組合による当該施設の運転データの確認
- h 当該施設の運転再開
- i 運営事業者による運営改善計画の立案
- j 本組合による運営改善計画の承諾

《 本組合 》

《 運営事業者 》



※施設の停止理由が測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合、本組合から業務改善手続きを簡略化することの承諾を得ることで省略できる。

図 1 復旧手続き

(イ) 減額の適用

ごみ処理を停止した場合（3（3）ア に示す減額等の措置を講じる状態に限る）、1日当たりの運営固定費に停止日数を乗じた額の累計額を当該月の運営固定費の支払い額から減額するものとする。

なお、運転停止型減額措置において、減額の対象とする停止日数とは、ごみ処理を停止し、処理対象物をプラットホームで受け入れ不能であった場合の日数とする。ごみ処理を停止した場合であっても、処理対象物をごみピットで受け入れが出来た場合は、運転停止型減額措置を適用しない。

【減額対象】

運営固定費

【減額金額の算定式】

・減額金額（円）＝1日当たりの運営固定費（円/日）×停止日数（日）

※1日当たり運営固定費（円/日）：年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額

(4) 運転継続型減額措置

ア 減額等の措置を講じる状態

本組合が実施するモニタリング等の結果、ごみ処理を継続できるが、要求水準の未達又は運營業務委託契約に基づく債務の不履行に至ったと本組合が判断した場合。ただし、運營業業者が業務改善計画書において改善期間を提示し、当該改善期間内に業務改善作業が完了したことを本組合が確認できた場合は、運転継続型減額措置を適用しない。

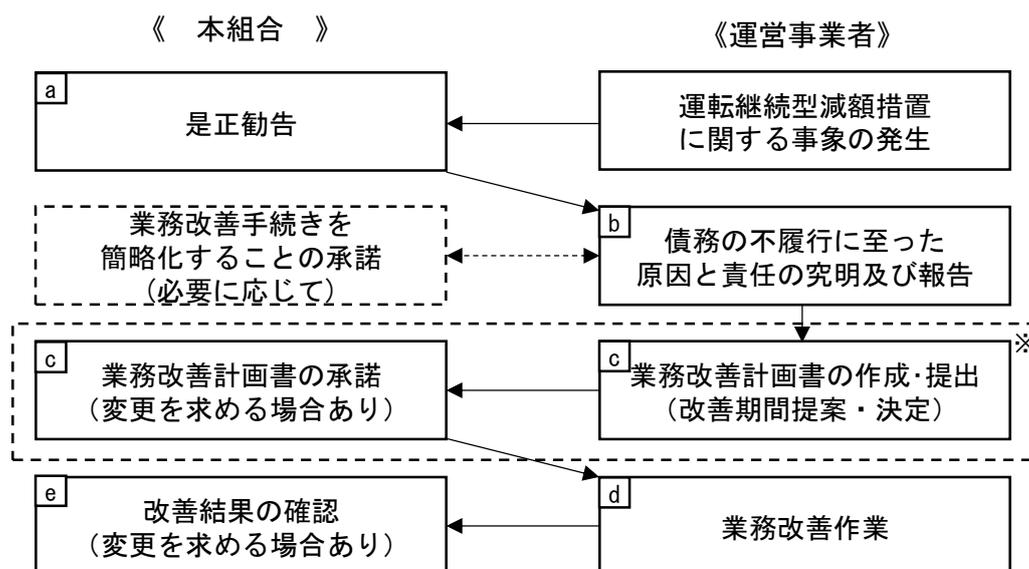
イ 減額措置の手順

(ア) 業務改善手続き

本組合と運營業業者は、次に掲げる事項を次に掲げる順序で行い、業務の改善に努めるものとする（図 2 参照）。

なお、要求水準の未達又は運營業務委託契約書に基づく不履行に至った理由が軽微であり、その原因及び改善策が自明である場合には、運營業業者がその原因及び責任の究明について本組合へ報告し、本組合から業務改善手続きを簡略化することの承諾を得ることで、次に掲げる c の事項を省略することができる。

- a 本組合から運營業業者に対して、要求水準の未達及び運營業務委託契約に基づく債務の不履行の改善を行うよう是正勧告
- b 運營業業者による要求水準の未達及び運營業務委託契約に基づく債務の不履行に至った原因と責任の究明及び本組合への報告
- c 運營業業者による業務改善計画書の作成・提出及び本組合の承諾
- d 業務改善作業への着手
- e 本組合による業務改善作業の完了確認



※要求水準の未達及び業務契約書等の不履行に至った理由が軽微である場合、本市から業務改善手続きを簡略化することの承諾を得ることで省略できる。

図 2 業務改善手続き

(イ) 減額の適用

本施設について要求水準等を満たさないと本組合が判断するとともに、改善期間を超えても業務改善結果が確認できない場合、1日当たりの運営固定費に改善未確認日数を乗じた額の累計額を当該月の運営固定費の支払い額から減額するものとする。

【減額対象】

運営固定費

【減額金額の算定式】

①改善期間内に業務改善作業が完了したことを本組合が確認できた場合

運転継続型減額措置の適用なし

②改善期間を超えても業務改善結果が確認できない場合

・運営固定費に対する減額金額(円)

＝1日当たり運営固定費(円/日)×改善未確認日数(日)

※1日当たり運営固定費(円/日)：年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額

改善未確認日数(日)：改善期間満了日翌日以降、本組合が改善を確認する日までの日数

(5) 提案地域貢献金額の未達に係る減額措置

ア 運營業務に係る地域貢献金額

運營業務に係る地域貢献金額は、運營業務における地元企業への発注金額である。運營業務に係る地域貢献金額は、二次下請までとし、発注金額の重複は認めないものとする。また、地元企業から地元企業以外へ発注する場合の発注金額は、運營業務に係る地域貢献金額に含まないものとする。

イ 運営事業者における地域貢献金額達成状況報告

運営事業者は、事業提案書で提案した提案地域貢献金額と実績地域貢献額を比較し、提案地域貢献金額の達成状況等を取りまとめた運營業務地域貢献金額達成状況報告書を毎年度末までに本組合へ提出する。

ウ 運營業務委託費の減額措置

本組合は、運營業務地域貢献金額達成状況報告書の内容を確認した結果、実績地域貢献金額が提案地域貢献金額を下回った場合、運營業務委託契約の契約金額のうちの未達成分として、運営事業者と協議の上、当該年度の3月分運営固定費から減額することができる。

ただし、提案地域貢献金額の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにし、本組合がこれを認めた場合には、減額措置を適用しない。

実績地域貢献金額が提案地域貢献金額を下回っていたかどうかの判断は、運營業務期間中の毎年度実施する。なお、当該年度の実績地域貢献金額が提案地域貢献金額を上回った場合は、上回った分を次年度に持ち越さないものとする。

入札説明書添付資料 6 リスク分担表

本事業の主なリスクに対する基本的な考え方を整理したリスク分担表を以下に示す。リスク分担の詳細は各事業契約書（案）を参照すること。

期間	リスクの種類	No.	リスクの内容	本組合	事業者
全期間共通	募集資料リスク	a	入札説明書等の誤り又は変更によるもの。	○	
	住民対応リスク	b	事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの等		○
		c	上記以外のもの	○	
	政治リスク	d	政策方針の転換による事業内容の変更又は事業中止	○	
	議会リスク	e	本事業の実施に関する議会不承認	○	
	用地リスク	f	地中障害物、その他入札説明書等から予見できない用地の瑕疵に関するもの	○	
	第三者賠償リスク	g	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
		h	上記以外のもの	○	
	許認可リスク	i	本組合が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの	○	
		j	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	応募コスト	k	応募コストに関するもの		○
	法令変更リスク	l	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		m	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
	不可抗力リスク	n	大規模な災害等の予測できない事態の発生による増加費用、事業の中断、延期等に関するもの	○	△
	金利変動リスク	o	金利上昇に伴う事業者の経費増減によるもの		○
	物価変動リスク	p	物価変動に係る費用の増減（一定の範囲内）		○
q		物価変動に係る費用の増減（一定の範囲を越えた部分）	○		
要求水準不適合リスク	r	契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設の契約不適合によるものを含む）		○	
設計段階	測量・調査リスク	s	本組合が実施した測量、調査に関するもの	○	
		t	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	設計変更リスク	u	本組合の指示・提示条件の不備・変更による設計変更	○	
		v	事業者の提案内容の不備・判断によるもの		○
	建設着工遅延リスク	w	本組合の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
x		事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○	
建設段階	工事費増加リスク	y	本組合の提示条件の不備・変更に関するもの	○	
		z	事業者の事由によるもの		○
	工事遅延リスク	aa	着工後の本組合の指示等に関するもの	○	
		ab	事業者の事由によるもの		○
	試運転・性能試験リスク	ac	試運転・性能試験に要する廃棄物の供給等に関するもの	○	
ad		試運転・性能試験の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○	

※ ○主分担、△従分担

期間	リスクの種類	No.	リスクの内容	本組合	事業者
運営段階	ごみ量変動リスク	ae	施設許容量以内のごみの受け入れに関するもの		○
		af	施設許容量を超過するごみの処理に関するもの	○	
	ごみ質変動リスク	ag	想定ごみ質の範囲内のごみ質変動に関するもの		○
		ah	想定ごみ質の範囲を超えるごみ質変動に関するもの	○	
	搬入管理リスク	ai	ごみの搬入管理において、事業者が善良なる管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		aj	上記以外の要因によるもの	○	

【凡例】 ○：主分担 △：従分担